

早川町・身延町・南部町医療事務組合議会公印規程

(令和7年9月1日訓令第1号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、組合議会の公印に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類及び名称等)

第2条 公印の種類、名称及び大きさは、様式第1号に規定するひな形のとおりとする。

(公印の保管)

第3条 公印の保管は、局長(以下「保管者」という。)が行う。

2 公印は、常に確実に保管しなければならない。

3 公印は、保管者の承認を受けた場合のほか、所定の保管場所以外に持ち出してはならない。

4 公印の保管者は、様式第2号の公印台帳を備え、公印の新調、改刻、廃止その他必要な事項を記載しなければならない。

(公印の新調及び改刻等)

第4条 公印の保管者は、公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、議長の承認を受けなければならない。

2 公印の保管者は、公印の盗難、紛失、偽造等の事故があったときは、直ちにその旨を議長に届け出なければならない。

(公印の使用)

第5条 公印を使用しようとする者は、決裁済の起案書又はこれに代わるべき書類に、押印すべき文書を添えて保管者に提示し、審査を受けた後押印するものとする。

附 則

この訓令は、令和7年9月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

ひな形

[別紙参照]

様式第2号(第3条関係)

公印台帳

[別紙参照]